

## 02水道行政

### 給水装置工事事業者の指定制度

平成24年度問題4 水道行政 指定給水装置工事事業者と水道事業者に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者制度とは、需要者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる制度である。
- (2) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が、給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な運営をすることが、将来できなくなると予想されるときは、指定の取消しができる。
- (3) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。
- (4) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事にし必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

#### 【解説】

(1) 記述の通り。水道法の一部改正による給水装置工事事業者の指定制度について(平成9年8月11日衛生第216号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

「第二 給水装置工事事業者の指定制度について

一 給水装置工事事業者の指定

水道事業者による、給水装置工事事業者の指定及び当該指定を行うこととした場合における水道水の供給を受ける者に対する給水契約の申込みの拒否又は給水停止の権限について、次のように定めたこと。

(一) 水道水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が構造・材質基準に適合することを確保するため、水道事業者は、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができること。

(二) 水道事業者は、供給規程の定めるところにより、水道水の供給を受ける者の給水装置が、当該水道事業者又は当該水道事業者の指定を受けた給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事（単独水栓の取替え等一定の給水装置の軽微な変更を除く。白において同じ。）に係るものであることを供給条件とすることができること。

(三) 水道事業者は、供給規程の定めるところにより、水道水の供給を受ける者の給水装置が、当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、当該給水装置の構造及び材質が構造・材質基準に適合していることを確認するまでの間は、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができること。」と通知された。

(2) 誤り。法第25条の11に指定の取り消しの条件が規定されている。

「一 第25条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。

二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。

三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。」

この要件の中に「給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な運営をすることが、将来できなくなると予想されるとき」というのはない。

(3) 記述の通り。法第25条の3第2項「水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。」

(4) 記述の通り。法第25条の10「水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事にし必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」

したがって、(2)が不適当なものである。

平成24年度問題9 水道行政 指定給水装置工事事業者の責務に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称や所在地の変更又は給水装置工事主任技術者の氏名の変更が生じた場合には、水道事業者に届け出なければならない。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、水道事業者の要求があれば、立合いなど水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならない。
- (3) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のため、研修の機会を確保するよう努めなければならない。
- (4) 指定給水装置工事事業者が、給水装置工事の事業を休止又は再開した場合は水道事業者への届け出は任意である。しかし、廃止の場合は水道事業者に届け出なければならない。

【解説】

- (1) 記述の通り。第25条の7(変更の届出等) 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。
- (2) 記述の通り。第25条の9(給水装置工事主任技術者の立合い) 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。
- (3) 記述の通り。規則第36条第四号 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (4) 誤り。第25条の7(変更の届出等) **事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。**

したがって、(4)が不適当なものである。

平成23年度問題5 水道行政 水道事業者と指定給水装置工事事業者に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 水道事業者は、指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば、指定しなければならない。
- イ 水道事業者は、供給規程で、当該給水区域に適用される指定の取消事由を独自に定めることができる。
- ウ 適正な給水装置工事が行われなかったことにより、配水管が損傷するなど水道施設の機能に障害を与えた場合、または、与えるおそれが大であると認められるとき、水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことができる。
- エ 指定給水装置工事事業者は、水道事業者の要求があれば、水道事業者が行う給水装置の検査に、給水装置工事主任技術者を立ち合わせるなど、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |

【解説】

- ア 記述の通り。水道法第25条の3(指定の基準)第1項 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
- 一 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
  - 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
  - 三 次のいずれにも該当しない者であること。
    - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
    - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
    - ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
    - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
    - ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- イ 誤り。 **取り消しの基準は水道法に規定されており、全国同じ要件である。**
- 水道法第25条の11(指定の取消し)第1項 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。
- 一 第25条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。
  - 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
  - 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第25条の8に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。

五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

ウ 記述の通り。水道法第25条の11(指定の取消し)第1項第七号 **その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。**

エ 記述の通り。水道法第25条の9(給水装置工事主任技術者の立会い) 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事業業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

法第25条の10(報告又は資料の提出) 水道事業者は、指定給水装置工事業業者に対し、当該指定給水装置工事業業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

したがって、(2)が適当なものである。

平成22年度問題5 水道行政 給水装置工事業業者の指定制度に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 水道事業者は、水道によって水の供給を受ける者の給水装置が給水装置の構造及び材質の基準に適合することを確保するため、その給水区域内の給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。
- (2) この制度は、民間活動に係る規制の改善等を目的とし、給水装置工事業業者の円滑な事業活動を確保するため、設けられたものである。
- (3) 水道事業者による給水装置工事業業者の指定の基準は、地域の実情により、地域ごとに定められており、水道事業者はその基準を公開しなければならない。
- (4) 指定給水装置工事業業者は検査に給水装置工事主任技術者を立会わせたり、報告又は資料の提出をしなければならない。

【解説】

(1) 記述の通り。

(2) 記述の通り。指定給水装置工事業業者制度は、平成8年の水道法改正によって新たに設けられた制度であるが、これは、それまで水道事業者(市町村等)が給水条例等に基づいて設けて運用してきた指定工事店制度を規制緩和の目的で見直し、水道法に新たに位置づけたものである。

(3) 誤り。指定給水装置工事業業者が行う給水装置工事業の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、**指定給水装置工事業業者について、水道事業者による指定要件を法で全国一律に定めている。**

(4) 記述の通り。水道法第25条の9(給水装置工事主任技術者の立会い)「水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事業業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。」

水道法第25条の10(報告又は資料の提出)「水道事業者は、指定給水装置工事業業者に対し、当該指定給水装置工事業業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」

したがって、(3)が不適当なものである。



平成21年度問題7 水道行政 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)制度に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水道事業者は、給水装置工事の事業を行う者から工事事業者の指定の申請があり、指定の基準に適合している場合には、その者を指定しなければならない。
- (2) 工事事業者の指定の基準は、地域の実情に応じて、水道事業者ごとに定められている。
- (3) 水道事業者は、工事事業者に対し、当該工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- (4) 工事事業者は、事業所の名称や所在地、給水装置工事主任技術者の変更が生じた場合には、水道事業者に届け出なければならないが、これに違反した場合には、水道事業者は、工事事業者の指定を取り消すことができる。

【解説】

- (1) 記述の通り。水道法第25条の3(指定の基準)「水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
    - 一 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
    - 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
    - 三 次のいずれにも該当しない者であること。
      - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
      - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
      - ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
      - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
      - ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
  - (2) 誤り。(1)の解説の通り、**指定の基準は全国統一である。**
  - (3) 記述の通り。第25条の10(報告又は資料の提出)「水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」
  - (4) 記述の通り。水道法第25条の7(変更の届出等)「指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」
- 法第25条の11(指定の取消し)「水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。
- 一 第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
  - 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
  - 三 **第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。**
  - 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
  - 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
  - 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
  - 八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成 19 年度問題 9 水道行政 指定給水装置工事事業者制度に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者制度は、水道事業者が給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる制度である。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。
- (3) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。
- (4) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を事業を休止又は再開した場合は水道事業者へ届け出る必要はないが、廃止の場合は水道事業者へ届け出なければならない。

【解説】

- (1)、(2)、(3) 記述のとおり。
- (4) 誤り。則第 35 条(廃止等の届出)「法第 25 条の 7 の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者へ提出しなければならない。」

したがって、(4)が不適当なものである。

平成18年度問題7 水道行政 指定給水装置工事事業者制度に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水道事業者は、水道によって水の供給を受ける者の給水装置が給水装置の構造及び材質の基準に適合することを確保するため、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。
- (2) 水道事業者による指定給水装置工事事業者の指定の基準は、水道法により地域ごとに定められている。
- (3) 水道事業者は、水道法で定める指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば、指定しなければならない。
- (4) 指定給水装置工事事業者は、水道法施行規則で定める事業の運営の基準に従って事業を行わなければならない。

【解説】

- (1) 記述の通り。指定給水装置工事事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。
- (2) 誤り。指定給水装置工事事業者の水道事業者による指定要件として、給水装置工事を行う事業所に給水装置工事主任技術者を置くことなどを**法で全国一律に定めている**。
- (3) 記述の通り。水道事業者は、指定要件を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている。一方、指定給水装置工事事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないこと、水道事業者の要求があれば、水道事業者が行う給水装置の検査に給水装置工事主任技術者を立ち合わせたり報告又は資料の提出をしなければならないことなど、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととしている。
- (4) 記述のとおり。

したがって(2)が、不適当なものである。

平成 17 年度問題 4 水道行政 指定給水装置工事事業者制度に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

指定給水装置工事事業者制度は、平成  年の水道法改正によって新たに設けられた制度である。これは、それまで  が条例などに基づいて設けて運用してきた指定工事店制度を  の目的で見直し、水道法に新たに位置付けたものである。

- |     | ア  | イ     | ウ    |
|-----|----|-------|------|
| (1) | 8  | 保健所長  | 環境保全 |
| (2) | 8  | 水道事業者 | 規制緩和 |
| (3) | 13 | 水道事業者 | 環境保全 |
| (4) | 13 | 保健所長  | 規制緩和 |

【解説】

平成 **8** 年の水道法改正により、従来水道事業体が定めた各水道事業条例により設けられた指定工事店制度が、水道法に位置付けられた。このことにより、いままで**水道事業者**が指定していた指定工事店制度が**規制緩和**され、全国統一の要件で指定されることとなった。

したがって(2)が、適当なものである。

平成17年度問題9 水道行政 水道法における指定給水装置工事事業者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者制度とは、需要者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると思われる者の指定をすることができる制度である。
- (2) 水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、指定給水装置工事事業者に対し、給水装置工事主任技術者の立会いを求めることができる。
- (3) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者数が一定の上限を超える場合は、指定の基溝を満たす工事事業者からの申請であっても、指定を行わないことができる。
- (4) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、その旨を一般に周知しなければならない。

【解説】

(1)、(2) 記述のとおり。

(3) 誤り。法第25条の3(指定の基準)第1項「水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が**次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。**

- 一 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
  - ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 記述の通り。法第25条の3(指定の基準)第2項「水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。」

第25条の11(指定の取消し) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

一～八(略)

2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。」

したがって、(3)が誤っているものである。

平成17年度 問題40 給水装置工事事務論 水道法に基づく給水装置工事主任技術者の選任に関する以下の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者は、その指定を受けようとする水道事業者それぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び給水装置工事主任技術者免状の交付番号を提出しなければならない。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、水道法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- (3) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を解任したときは、2週間以内に、その旨を水道事業者へ届け出なければならない。
- (4) 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

【解説】

(1) 記述の通り。 第25条の2(指定の申請)「第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者へ提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 その他厚生労働省令で定める事項」

則第19条 法第25条の2第2項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法人にあつては、役員の名

二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(第21条第3項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号

三 事業の範囲」

(2) 記述の通り。 則第21条(給水装置工事主任技術者の選任)第1項「指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。」

(3) 誤り。 第25条の4(給水装置工事主任技術者)第2項「指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者へ届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。」

(4) 記述の通り。 則第21条(給水装置工事主任技術者の選任)第2項「指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。」

したがって、(3)が不適当なものである。

平成16年度 問題8 水道行政 指定給水装置工事事業者制度に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者制度は、水道事業者が給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。
- (2) 水道事業者は、指定基準を満たす工事事業者から申請があれば、指定しなければならない。
- (3) 指定給水装置工事事業者は、水道事業者が行う給水装置の検査の立会い要求を正当な理由がなく拒んだときは、指定を取り消されることがある。
- (4) 複数の事業所を持つ指定給水装置工事事業者は、そのうちの1箇所の事業所に、給水装置工事主任技術者を選任すればよい。

【解説】

(1)、(2)、(3) 記述のとおり。

(4) 誤り。 則第21条(給水装置工事主任技術者の選任)第3項「指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。」

したがって、(4)が不適当なものである。



## 平成15年度問題7 水道行政

水道法に規定する指定給水装置工事事業者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から1か月以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。
- (3) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- (4) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

## 【解説】

- (1) 誤り。 **則第 21 条(給水装置工事主任技術者の選任)** 「指定給水装置工事事業者は、法第 16 条の 2 の指定を受けた日から **2週間以内** に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。」
- (2) 記述のとおり。
- (3) 記述のとおり。 **第 25 条の 10(報告又は資料の提出)** 「水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」
- (4) 記述のとおり。

したがって、(1)が誤っているものである。

平成 15 年度 問題 8 水道行政 指定給水装置工事事業者が有する次の機械器具のうち、指定要件として、水道法に規定されていないものはどれか。

- (1) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具。
- (2) 水圧テストポンプ。
- (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具。
- (4) 残留塩素の測定器具。

## 【解説】

**則第 20 条(厚生労働省令で定める機械器具)** 「法第 25 条の 3 第 1 項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

- (1)、(2)、(3)は、水道法に規定された機械器具である。
- (4) 誤り。 **残留塩素の測定器具は、水道法には規定されていない。**

したがって、(4)が規定されていないものである。



## 給水装置工事主任技術者の職務

平成 24 年度問題5 水道行政 水道法で規定された給水装置工事主任技術者の職務としての水道事業者との連絡又は調整に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はどれか。

- ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整。
- イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。
- ウ 給水装置工事に着手した旨の連絡。
- エ 給水装置工事を完了した旨の連絡。

- (1) 1
- (2) 2
- (3) 3
- (4) 4

### 【解説】

第25条の4第3項に「給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

第四号に規定される職務は、「規則第23条 法第25条の4第3項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整(ア)
- 二 第36条第1項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整(イ)
- 三 給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡(ウ)

よって、「給水装置工事に着手した旨の連絡」は含まれていない。(エ)

したがって、(3)が適当なもの数である。

平成23年度 問題6 水道行政 水道法施行規則に定める給水装置工事主任技術者の職務に関する次のア～エの記述のうち、適当なものの数はどれか。

- ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する水道事業者との連絡調整  
 イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する水道事業者との連絡調整  
 ウ 水道メータ下流側から給水栓までの工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する水道事業者との連絡調整  
 エ 給水装置工事(第13条に規定する軽微な変更を除く。)を完了した旨の水道事業者への連絡

- (1) 1  
 (2) 2  
 (3) 3  
 (4) 4

【解説】

アイエ は記述の通り。

**水道法施行規則第23条(給水装置工事主任技術者の職務)** 法第25条の4第3項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整  
 二 第36条第1項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整  
 三 給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

ウ 誤り。**水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第二号** 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

したがって、(3)が適当なもの数である。

平成22年度問題6 水道行政 水道法に規定する給水装置工事主任技術者の職務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

- ア 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整  
 イ 給水装置が給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認  
 ウ 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督  
 エ 水道により供給される水の定期及び臨時の水質検査

- |     | ア | イ | ウ | エ |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 正 |

【解説】

ア、イ、ウ 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに工事事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事事務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行う。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理  
 ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督(ウ)  
 ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第4条の基準に適合していることの確認(イ)  
 ④ 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整(水道法施行規則第23条)

ア 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整

イ アの工事及び給水管の取付口から水道メータまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完成したときの連絡

エ **水道法第20条(水質検査)第1項** 「水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。」 **水道により供給される水の定期及び臨時の水質検査は水道事業者の職務**である。

したがって、(1)が適当なものである。

平成 20 年度問題 7 水道行政 水道法に規定する給水装置工事主任技術者の職務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 給水の緊急停止。  
 イ 給水装置が、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認。  
 ウ 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。  
 エ 水道により供給される水の定期及び臨時の水質検査。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (4) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |

#### 【解説】

ア 誤り。水道事業者の職務である。第23条（給水の緊急停止）水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

イ 記述の通り。法第25条の4（給水装置工事主任技術者）第3項 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督(ウ)
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他厚生労働省令で定める職務

法第 25 条の 4（給水装置工事主任技術者）第 3 項における給水装置工事主任技術者の職務の解説（水道法逐条解説「日本水道協会」）

#### 三 給水装置工事主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理を行う者である。本条において、こうした技術上の統括、管理を行う者としての具体的な職務の内容を定めている。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理  
 工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程毎の工事の仕上がり検査（品質検査）等がこれに該当する。
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督  
 工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督をいう。
- (3) 給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認  
**給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う**、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、対侵食性のある材料や耐寒材料の使用）・給水装置システムの計画及び施工（例えば、逆流防止器具の設置）、工程毎の検査等による基準適合性の確保、竣工検査における基準適合性の確保をいう。
- (4) 工事に関する水道事業者との連絡調整  
 水道事業者の給水区域において施工する給水装置工事に関して、当該水道事業者との連絡調整を行うことも給水装置工事主任技術者の職務である。具体的には、
  - ・配水管から給水管を分岐する場合には配水管の布設位置の確認が必要となることから、これに関する連絡調整を行うこと。
  - ・配水管から給水管を分岐する工事及び分岐部から水道メーターまでの工事を行う場合には、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう施行しなくてはならないことから、これに関する連絡調整を行うこと。
  - ・給水装置工事（単独水栓の交換等の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡を行うこと。
 である。なお、工事開始段階については、需要者や給水装置を設置しようとする者が水道事業者に対して行う給水装置の設置の申込みによって、水道事業者がこれを把握することができるので、給水装置工事主任技術者の職務として定めるには及ばないものである。

ウ 記述の通り。法第25条の4（給水装置工事主任技術者）第3項第二号

エ 誤り。水道事業者の職務である。第20条（水質検査）第1項 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

したがって、(3)が適当なものである。

平成 19 年度問題 7 水道行政 水道法施行規則に定める給水装置工事主任技術者の職務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する水道事業者との連絡調整。

イ 水道メータの下流側から給水栓までの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する水道事業者との連絡調整。

ウ 配水管から分岐して給水管を設ける工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する水道事業者との連絡調整。

エ 給水装置工事(第 13 条に規定する軽微な変更を除く。)を完了した旨の水道事業者への連絡。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (4) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |

【解説】

ア、ウ、エ 記述の通り。

イ 誤り。工法、工期その他の工事上の条件に関する水道事業者との連絡調整が必要となるのは、**給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事**を施行しようとする場合である。

則第 23 条(給水装置工事主任技術者の職務)「法第 25 条の 4 第 3 項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一 **配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整**

二 第 36 条第 1 項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三 給水装置工事(第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡」

したがって、(2)が適当なものである。



平成16年度問題9 水道行政 給水装置工事主任技術者に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が、水道法に違反したときは、その免状の返納を命ずることができる。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事を行う場合、水道事業者と配水管の位置の確認に関する連絡調整を行わなければならない。
- (3) 給水装置の竣工検査は、水道事業者の役割であるため、給水装置工事主任技術者は、残留塩素の検査など水質に関する異常の有無の確認を行う必要がない。
- (4) 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

【解説】

- (1)、(2)、(4) 記述のとおり。  
 (3) 誤り。給水装置の竣工検査は、給水装置工事主任技術者等によって基準省令に適合していることの確認や工物品質の確認の検査を行い、その後水道事業者による検査を実施する。

厚生労働省給水装置データベース▶**関連情報のページ**▶給水装置標準計画・施工方法4. 検査

<http://kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyusuidb/kyusui/sys4.htm>

1. 給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査または現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。
2. **給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験(残留塩素測定等)を行うこと。**

(解説)3. 水質について、表-4.3の確認を行うこと。

表-4.3 水質の確認項目

項 目	判定基準
<b>残留塩素(遊離)</b>	<b>0.1mg/l以上</b>
<b>臭気</b>	<b>観察により異常でないこと</b>
<b>味</b>	<b>観察により異常でないこと</b>
<b>色</b>	<b>観察により異常でないこと</b>
<b>濁り</b>	<b>観察により異常でないこと</b>

(したがって、(3)が不適当なものである。

平成 15 年度問題 4 水道行政 水道事業者との連絡調整に関する次の記述のうち、水道法に規定する給水装置工事主任技術者の職務として、義務付けられていないものはどれか。

- (1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。
- (3) 水道メータの下流側から給水栓までの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。
- (4) 給水装置工事を完了した旨の連絡。

【解説】

則第 23 条(給水装置工事主任技術者の職務) 「法第 25 条の 4 第 3 項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整(1)
- 二 第 36 条第 1 項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事(第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡(4)

水道法施行規則第 36 条(事業の運営の基準)第二号 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。(2)

第 25 条の 4(給水装置工事主任技術者)第 3 項 「給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

(1)、(2)、(4) 記述の通り。水道法に義務付けられた連絡調整事項である。

(3) 誤り。水道メータから下流側の給水装置工事は、水道法に給水装置工事主任技術者の職務として **連絡調整を義務付けていない。**

なお、工事開始段階については、需要者や給水装置を設置しようとする者が水道事業者に対して行う給水装置の設置の申込みによって、水道事業者がこれを把握することができるので、給水装置工事主任技術者の職務として定めるには及ばないものである。

したがって、(3)が義務付けられていないものである。

## 給水装置工事

平成23年度問題4 水道行政 給水装置の基準等に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

- ア 給水装置工事に使用する給水管や給水用具は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを証明しなければならないが、これには製造メーカーが自ら証明することも含まれる。
- イ 給水装置とは、水道事業者の配水管から分岐して設けられた給水管と、それに直結して設けられる給水用具をいう。
- ウ 給水装置の性能基準は、耐圧性能、浸出性能、水撃限界性能、逆流防止性能(負圧破壊性能を含む。)、耐寒性能及び耐久性能について定められている。これらの性能項目は、項目ごとにその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている。
- エ 水道事業者は、給水装置工事が行われた給水装置について竣工検査を行うことはできるが、使用中の給水装置についての現場立ち入り検査を行う権限は有しない。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	正	正	誤	正
(2)	誤	正	正	正
(3)	正	正	正	誤
(4)	正	誤	正	誤

## 【解説】

ア 記述の通り。平成9年3月の水道法施行令改正等により、水道法第16条に基づく「給水装置の構造及び材質の基準」(以下「構造・材質基準」という。)が明確化、性能基準化された。

この改正に伴い、給水装置に用いる給水管や給水用具の製造業者等は、自ら製造過程の品質管理や製造検査を適正に行い、給水装置の構造・材質基準に適合する製品(以下「基準適合品」という。)であることを自らの責任において認証すること(「自己認証」)が基本となった。

したがって、主任技術者は、給水装置工事に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造業者等に対して構造・材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めること等により、基準に適合している製品であることを確認した上で、使用しなければならない。

イ 記述の通り。水道法第3条(用語の定義)第9項 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

ウ 記述の通り。性能基準は、個々の給水管及び給水用具が満たすべき必要最小限の性能である「耐圧性能」、「浸出性能」、「耐寒性能」、「水撃限界性能」、「逆流防止性能」、「負圧破壊性能」、及び「耐久性能」について定められている。

なお、これらの性能項目は、項目ごとに、その性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている。

エ 誤り。水道法第17条(給水装置の検査)第1項 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

したがって、(3)が適当なものである。

平成22年度問題4 水道行政 水道法に規定する給水装置及び給水装置工事に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 住宅生産工場内で行われる工場生産住宅に給水管及び給水用具を設置する等の作業は、給水装置工事に含まれない。
- (2) 貯水槽水道に設けられた給水管に接続している給水栓は給水装置である。
- (3) 給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管と給水管路の途中に設けられる弁類等、及び給水管の末端に設けられる給水栓、湯沸器等の給水用具をいう。
- (4) 給水装置の構造及び材質の基準には、耐圧性能、浸出性能等の性能項目が定められている。

【解説】

- (1) 記述の通り。
- (2) 誤り。配水管から分岐した給水管に直結していない給水用具、つまり吐水口空間によって配水管を流れる水との水利的な一体性が失われる**貯水槽水道のような受水槽以下の給水管や給水用具は給水装置**ではない。
- (3) 記述の通り。
- (4) 記述の通り。給水装置については、水道法に基づいて「給水装置の構造及び材質の基準」には、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められている。
  - ◎ 性能基準は、「耐圧性能」、「浸出性能」、「耐寒性能」、「水撃限界性能」、「逆流防止性能」、「負圧破壊性能」及び「耐久性能」について定められている。これらの性能項目は、項目毎にその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成20年度問題8 水道行政 給水装置工事に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 給水装置として用いる湯沸器を工場内で組み立てる工程は、給水装置工事である。
- イ 指定給水装置工事事業者は、選任した給水装置工事主任技術者のうちから、個別の給水装置工事ごとに、当該工事に関する技術上の管理などの職務を行う者を指名する。
- ウ 配水管の分岐から水道メータまでの給水装置工事を行う場合には、給水装置工事主任技術者本人が作業をしなければならない。

- |     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ |
| (1) | 正 | 正 | 正 |
| (2) | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 誤 | 誤 |
| (4) | 正 | 誤 | 正 |

【解説】

- ア 誤り。法第3条(用語の定義)第9項「この法律において「給水装置とは」需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」  
同条第11項「この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。」つまり、給水装置として用いる**湯沸器を工場内で組み立てる工程は、給水管に直結されていないので、給水装置工事にはあたらない。**
- イ 記述のとおり。則第36条(事業の運営の基準)第一号「給水装置工事(法第31条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。」
- ウ 誤り。則第36条(事業の運営の基準)第二号「配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように作業を行うことができる**技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。**」**配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行するのは、技能を有する者(配管工)である。**

したがって、(2)が適当なものである。



平成 19 年度問題 4 水道行政 水道法に規定する給水装置に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

- ア 給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。  
 イ 給水装置が、給水装置の構造及び材質の基準に適合していない場合、水道事業者は、供給規程の定めるところにより、給水契約の申込を拒むことができる。  
 ウ 給水栓や湯沸器などの給水用具は、工場生産の段階では水道法に規定される給水装置に該当しない。  
 エ 配水管から分岐した給水管に直結していない場合でも、受水槽以下の給水管に接続している給水栓は、給水装置である。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |

【解説】

ア、イ、ウ 記述の通り。

エ 誤り。法第 3 条(用語の定義)第 9 項「この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」よって、**受水槽のボールタップまでが給水装置であり、受水槽以下の施設は給水装置にあたらぬ。**

したがって、(2)が適当なものである。

平成 19 年度問題 5 水道行政 給水装置工事に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 給水装置工事とは、給水装置の設置(新設)又は変更(改造、修繕、撤去)の工事をいう。  
 (2) 水道事業者は、当該水道事業者の給水区域において、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。  
 (3) 単独水栓の取替え及び補修は、給水装置の軽微な変更であり、工事の実施にあたって水道事業者への届出は必要ない。  
 (4) 瞬間湯沸器の取替えは、給水装置の軽微な変更であり、水道事業者の指定を受けた指定給水装置工事事業者以外の工事事業者が行ってもさしつかえない。

【解説】

(1)、(2)、(3) 記述の通り。

(4) 誤り 法第 16 条の 2(給水装置工事)第 3 号「前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。」

則第 13 条(給水装置の軽微な変更)「法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める**給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)**とする。」

よって、瞬間湯沸器の取替えは、給水装置の軽微な変更には該当せず、水道事業者の指定を受けた指定給水装置工事事業者でなければ工事をおこなうことができない。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成 19 年度問題 8 水道行政 次の事故事例の記述のうち、給水装置又は給水装置工事が直接の原因となっていないものはどれか。

- (1) 大型トラックの洗浄用として使用していた洗車装置の空気源となる圧搾空気が給水管から配水管に逆流し、隣接事業所の蛇口から噴出した。
- (2) 水道水と井戸水を使用していたビルの井戸水の配管が水道管に接続されていたため、揚水ポンプの運転時、塩素処理された井戸水が配水管に逆流し、付近の世帯から苦情があった。
- (3) 配水管工事のため断水し、工事終了後通水したところ、蛇口から濁りのある水が出てきた。
- (4) 給水装置の修繕後に、風呂の給湯器を通じて風呂水が逆流し、蛇口から出てきた。

【解説】

- (1)、(2)、(4) クロスコネクションになっている給水装置が原因である。
  - (3) **直接の原因は配水管工事**であり、給水装置又は給水装置工事が直接の原因とはなっていない。
- したがって、(3)が直接の原因となっていないものである。

平成 15 年度問題 10 水道行政 給水装置及び給水装置工事に関する次の記述のうち、不適當なものはどれか。

- (1) 給水装置を新設、改造、修繕、撤去する工事は、給水装置工事である。
- (2) 給水装置工事とは、調査、計画、施工及び検査の一連の過程のうち施工の部分だけをいう。
- (3) 給水装置とは、給水システムとして設備された後の給水管や給水用具の総体をいう。
- (4) 工場内で湯沸器を組み立てる工程のような製造工程は、給水装置工事ではない。

【解説】

- (1) 記述の通り。給水装置工事とは、給水装置の設置(新設、増設)又は変更(改造、修繕、撤去)の工事をいう。
- (2) 誤り。給水装置工事には、**調査、計画、施工及び検査の一連の過程の全てが含まれる。**
- (3) 記述の通り。給水装置は、給水システムとして設備された後の給水管や給水用具の総体をいう。
- (4) 記述の通り。工場生産段階の管や用具そのものをいうのではない。

したがって、(2)が不適當なものである。

## 検査

平成24年度問題6 水道行政 水道法に規定する給水装置の検査に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。
- (2) 水道事業者は、水の供給を受ける者の給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。
- (3) 水道事業によって水の供給を受ける者は、指定給水装置工事事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。
- (4) 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法の政令の基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒むことができる。

## 【解説】

- (1) 記述の通り。法第17条(給水装置の検査) 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。
- (2) 記述の通り。法第25条の9(給水装置工事主任技術者の立会い) 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。
- (3) 誤り。法第18条(検査の請求) 水道事業によって水の供給を受ける者は、**当該水道事業者に対して**、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。
- (4) 記述の通り。法第16条(給水装置の構造及び材質) 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

したがって、(3)が不適当なものである。

平成20年度問題4 水道行政 水道法に規定する給水装置の検査に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。
- (2) 水道事業者によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。
- (3) 水道事業者は、水の供給を受ける者の給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。
- (4) 水道事業者は、水の供給を受ける者の給水装置の検査を行った結果、当該給水装置が給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、水の供給を受ける者に当該給水装置の改善措置を命令することができる。ただし、その者の給水契約の申込を拒むことはできない。

## 【解説】

- (1) 記述のとおり。法第17条(給水装置の検査) 第1項
- (2) 記述のとおり。法第18条(検査の請求)
- (3) 記述のとおり。法第25条の9(給水装置工事主任技術者の立会い)
- (4) 誤り。法第15条(給水義務) 第3項 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、**その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。**

したがって、(4)が誤っているものである。

平成15年度問題6 水道行政 給水装置の検査に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。
- (2) 水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。
- (3) 給水管や給水用具が給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを認証する方法は、製造業者が製造過程の品質管理や製品検査を適正に行う第三者認証が、基本とされている。
- (4) 水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせをを求めることができる。

**【解説】**

- (1)、(2)、(4) 記述のとおり。
- (3) 誤り。法第16条に基づく給水装置の構造及び材質の基準は試験方法まで含めて明確化されている。そのため、給水装置に用いる給水管や給水用具の「基準認証」すなわち基準に適合していることを確認するシステムは、**製造業者が自ら製造過程の品質管理や製品検査を適正に行い自ら行う「自己認証」が基本とされている。**

したがって、(3)が不適当なものである。



## 給水装置の構造及び材質の基準

平成23年度問題7 水道行政 水道の基準に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

水道により供給される水については  ア が、水道を構成するそれぞれの施設については  イ が、簡易専用水道については  ウ が定められている。

水道水は国民の日常生活や事業活動に不可欠なものであるから、常にこれらの基準が確保されるように水道の施設を整備し管理しなければならない。

ア            イ            ウ

- (1) 水質基準    施設基準    管理基準
- (2) 運用基準    水質基準    施設基準
- (3) 設備基準    運用基準    水質基準
- (4) 水質基準    管理基準    設備基準

## 【解説】

給水装置工事技術指針第2章2水道の水質基準

水道により供給される水については**水質基準**が、水道を構成するそれぞれの施設については**施設基準**が、簡易専用水道については**管理基準**が定められている。

水道水は人の健康と安全に直結するものであり、また水道水は国民の日常生活や事業動に不可欠なものであるから、常にこれらの基準が確保されるように水道の施設を整備し管理しなければならない。

したがって、(1)が適当なものである。

平成21年度問題5 水道行政 水道法第16条に基づく給水装置の構造及び材質の基準に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 給水装置の構造及び材質の基準は、個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準からなる。
- (2) 給水装置の構造及び材質の基準には、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準も含まれている。
- (3) 給水装置の構造及び材質の基準は、受水槽を介して接続している給水用の器具にも適用される。
- (4) 給水装置の構造及び材質の基準には、耐圧性能、浸出性能等の性能項目が定められており、項目ごとに、その性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている。

【解説】

- (1) 記述の通り。法第16条に基づく給水装置の構造及び材質の基準は、施行令第4条に定められている。さらに、この基準の技術的細目は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年3月厚生省令第14号)に定められている。また、基準に係る試験方法については「給水装置の構造及び材質の基準に関する試験」(平成9年4月厚生省告示第111号)に定められている。

基準の内容は

- ア 給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準
- イ 給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準

からなっている。

- (2) 記述の通り。性能基準は、個々の給水管及び給水用具が満たすべき必要最小限の性能である「耐圧性能」、「浸出性能」、「耐寒性能」、「水撃限界性能」、「逆流防止性能」、「負圧破壊性能」、及び「耐久性能」について定められている。なお、これらの性能項目は、項目ごとに、その性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている。(4)

判断基準は、給水装置を構成する個々の給水管及び給水用具が性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造・材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めたものである。例えば、

- ② 必要な耐圧性能が確保されるよう、給水管・継手等が適切に接合されていること。
- ② 施工現場の状況に応じて、必要な耐食性等を有する部品の選択や防護措置がとられていること。
- ③ 給水用具自体が水撃限界性能や耐寒性能を有していない場合でも給水装置全体としてこれらの性能を確保されていること
- ④ 逆流防止性能、負圧破壊性能を有する給水用具を適切に配置すること等により、汚水の逆流が確実に防止できること、などを定めている。

- (3) 誤り。第3条(用語の定義)第9項 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

受水道以下の給水設備は、給水管に直結されていないので、水道法上の給水装置には当たらない。

- (4) 記述の通り。【解説】(1)参照

したがって、(3)が不適当なものである。

平成20年度問題6 水道行政 給水装置に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 鉛製の給水管中に水道水が長時間滞留した場合には、鉛製の給水管からの溶出により、水道水中の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがある。
- (2) 給水装置工事において、温水用に温泉水を利用した湯水混合水栓の設置工事を行う場合には逆流、防止装置を設置すれば、冷水、温水の配管を直接接続した湯水混合水栓を用いても差し支えない。
- (3) 食品会社の水道水の水質試験で残留塩素が基準値を下回っているとの通報を受け、調査したところ、当該食品会社において井戸水用の水槽下以下の管(井水管)と給水管(給水装置)が接続されていたため、井水管と給水管を切り離す改善措置を命令した。
- (4) シングルレバー湯水混合水栓から黒い異物が出たため、調査したところ、フレキシブルホースのゴム管の劣化が原因と解ったので、ゴム管からポリブテン管に取り替えた。

【解説】

- (1)(3)(4) 記述のとおり。ただし、(3)については改善命令というより、給水停止とすべきである。

- (2) クロスコネクションである。どのような措置を講じようと、水道以外の管と接続してはならない。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成 19 年度問題 6 水道行政 給水装置に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 給水管や給水用具が、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているかどうかの確認は、製造業者が自ら行う自己認証が基本である。
- (2) 自己認証とは、製造業者、販売業者等が自らの責任において性能基準適合品であることを証明する制度である。
- (3) 第三者認証を行う機関の要件及び業務実施方法は、ISO(国際標準化機構)のガイドラインに準拠したものであることが望ましい。
- (4) 使用する給水管や給水用具が、全て認証を受けたものであれば、これらを用いた給水装置全体は、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているといえる。

【解説】

(1)、(2)、(3) 記述の通り。

- (4) 誤り。給水装置の構造及び材質の基準は、
- ア 水道事業者の配水管を損傷しないこと
  - イ 他の水道利用者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと
  - ウ 水道水質の確保に支障を生じないこと

等の観点から定められている。

基準の内容は

ア 給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準

イ 給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準

からなっている。イの基準は、給水装置を構成する個々の給水管及び給水用具が性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造及び材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めたものである。

例えば、給水管・継手等の適切な接合、耐食性等の防護措置、給水用具自体が水撃限界性能や耐寒性能を有していない場合でも給水装置全体としてそれらの性能を確保すること、汚水の逆流が確実に防止できること、などを定めている。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成18年度問題8 水道行政 給水装置に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- (1) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に使用しようとする給水管や給水用具について、給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品であることを確認することとなっている。
- (2) 給水装置に適用される給水装置の構造及び材質の基準には、試験方法まで含めて明確化されている。
- (3) 給水装置工事に使用する給水管や給水用具が、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認するためには、必ず第三者機関による認証を受けなければならない。
- (4) 給水装置工事に使用する給水管及び給水用具が、給水装置の構造及び材質の基準への適合品であるだけでは十分ではなく、給水システム全体としての逆流防止などの機能の確保が必要である。

【解説】

- (1) 記述の通り。水装置工事主任技術者の役割に、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認がある。これは給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う。基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定(例えば、対侵食性のある材料や耐寒材料の使用)・給水装置システムの計画及び施工(例えば、逆流防止器具の設置)、工程毎の検査等による基準適合性の確保、竣工検査における基準適合性の確保をいう。

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造業者等に対して構造・材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めること等により、基準に適合している製品であることを確認した上で、使用しなければならない。

- (2) 法第16条に基づく給水装置の構造及び材質の基準は、施行令第4条に定められている。さらに、この基準の技術的細目は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年3月厚生省令第14号)に定められている。また、基準に係る試験方法については「給水装置の構造及び材質の基準に関する試験」(平成9年4月厚生省告示第111号)に定められている。

- (3) 平成9年3月の水道法施行令改正等により、水道法第16条に基づく「給水装置の構造及び材質の基準」(以下「構造・材質基準」という。)が明確化、性能基準化された。

この改正に伴い、給水装置に用いる給水管や給水用具の製造業者等は、自ら製造過程の品質管理や製造検査を適正に行い、給水装置の構造及び材質の基準に適合する製品(以下「基準適合品」という。)であることを自らの責任において認証すること(「自己認証」)が基本となった。

したがって、給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造業者等に対して構造及び材質の基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めること等により、基準に適合している製品であることを確認した上で、使用しなければならない。

自己認証によらない給水装置に用いる製品は、構造及び材質の基準に適合していることを認証する第三者認証機関によって、認証(「第三者認証」)され、その認証済マークが表示されている製品を、使用しなければならない。

- (4) 構造及び材質の基準に適合している製品であれば、給水装置として使用することができるが、それらを使ってさえいれば、自動的に給水装置が構造及び材質の基準に適合することになるというものではない。すなわち、個々の給水用具などが性能基準適合品であることは「必要条件」であって「十分条件」ではない。

給水装置は、個々の給水用具などについての性能とともに、システム全体としての逆流防止、凍結防止、防食などの機能整備を必要とするものである。また、給水装置システムの設計上必要となる減圧弁の減圧性能などは個々の現場ごとに判断しなければならないので、「給水装置に用いる個々の給水用具などが基準適合品であればそれで足りる」ことにはならず、以下の基準が設けられている。

ア 給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準

イ 給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準

したがって、(3)が不適当なものである。



平成17年度問題7 水道行政 水道法に基づいて定められている給水装置の構造及び材質の基準(以下、本問においては「構造・材質基準」という。)に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

構造・材質基準には、ア 及び イ の性能基準と給水装置工事の施行の適正化のため判断基準が定められている。

性能基準には、耐圧性能など ウ 項目について定められている。

また、給水装置を構成する個々の ア 及び イ が性能基準を満足しているだけでは、構造・材質基準への適正を確保するためには不十分であることから、エ 全体として満たすべき技術的基準が定められている。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	給水管	配管設備	6	給水装置システム
(2)	給水用具	配管設備	6	水道システム
(3)	配管設備	受水槽	7	水道システム
(4)	給水管	給水用具	7	給水装置システム

【解説】

給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と 給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準からなっている。

性能基準は、個々の給水管及び給水用具が満たすべき必要最小限の性能である ①耐圧性能、②浸出性能、③水撃限界性能、④逆流防止性能、⑤負圧破壊性能、⑥耐寒性能及び⑦耐久性能について定められている。

この基準は、給水装置を構成する個々の給水管及び給水用具が性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造・材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めたものである。

したがって、(4)が適当なものである。

平成16年度問題7 水道行政 水道法に規定する給水装置に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管、給水管路の途中に設けられる弁類等、及び給水管の末端に設けられる給水栓、湯沸器等の給水用具をいう。
- (2) 配水管から分岐した給水管に直結していない場合でも、受水槽以下の給水管に接続している給水栓は給水装置である。
- (3) 給水装置は、配水管に直結した給水システムとして設備された後の給水管や給水用具の総体をいうのであって、工場生産段階の管や用具そのものをいうのではない。
- (4) 給水装置の構造及び材質の基準には、耐圧性能、浸出性能等の性能項目が定められている。

【解説】

(1) 水道法第3条(用語の定義)第9項 「この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」

(2) 給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管と、それに直結して設けられた給水用具をいう。配水管から分岐した給水管に直結していない給水用具、つまり吐水口空間によって配水管を流れる水との水利的な一体性が失われる **受水槽以下の給水管や給水用具は給水装置ではない。**

(3) 記述のとおり。

(4) 給水装置については、水道法に基づいて構造及び材質の基準が定められている。この基準には、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められている。

性能基準は、「耐圧性能」、「浸出性能」、「耐寒性能」、「水撃限界性能」、「逆流防止性能」、「負圧破壊性能」及び「耐久性能」について定められている。これらの性能項目は、項目毎にその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている。

したがって、(2)が不適当なものである。

## 水道事業

平成24年度問題7 水道行政 水道事業等の定義に関する次の記述の  内に入る語句及び数値の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

水道事業とは、一般の需要に応じて、給水人口が  ア 人を超える水道により水を供給する事業をいい、 イ 事業は、水道事業のうち、給水人口が  ウ 人以下である水道により水を供給する規模の小さい事業をいう。

エ とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、 ア 人を超える者にその住居に必要な水を供給するもの、又は人の飲用、炊事用、浴用、手洗い用その他人の生活用に供する水量が一日最大で  $20\text{m}^3$  を超えるものをいう。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	500	簡易専用水道	1,000	専用水道
(2)	100	簡易水道	5,000	専用水道
(3)	100	簡易専用水道	1,000	貯水槽水道
(4)	500	簡易水道	5,000	貯水槽水道

## 【解説】

## 水道法第3条(用語の定義)

この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
  - 一 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
  - 二 その施設の1日最大給水量(1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

水道法施行令第一条(専用水道の基準) 水道法(以下「法」という。)第3条第6項 ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

口径25mm以上の導管の全長 1,500m

水槽の有効容量の合計  $100\text{m}^3$

- 2 法第3条第6項第二号 に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が $20\text{m}^3$ であることとする。

したがって、(2)が適当なものである。

平成24年度問題 10 水道行政 簡易専用水道の制度に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 簡易専用水道の設置者は、3年以内ごとに1回定期的に、その水道の管理について、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。
- (2) 簡易専用水道の設置者は、その管理を行わせるため、水道技術管理者を置かなければならない。
- (3) 簡易専用水道における水の汚染を防止するための管理基準は、水道事業者が定める。
- (4) 簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものをいう。

【解説】

- (1) **水道法第34条の2** 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。  
2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。  
**水道法第34条の3(検査の義務)** 前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。  
**水道法施行規則第56条** 法第34条の2第2項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。
  - (2) 水道技術管理者を置くのは、水道事業者であり、**簡易専用水道は水道事業ではないため水道技術管理者を配置する必要はない。**
  - (3) **法第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。**
  - (4) **法第3条第7項** この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。  
**第二条(簡易専用水道の適用除外の基準)** 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。
- したがって、(4)が適当なものである。

平成23年度 問題9 水道行政 水道法に規程する給水義務に関する次の記述のうち、不適當なものはどれか。

- (1) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとしても、その者に対し水を供給しなければならない。
- (2) 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- (3) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、正当な理由がありやむを得ない場合を除き、常時水を供給しなければならない。
- (4) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないときは、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

【解説】

- (1) は誤りである。**水道法第15条(給水義務)** 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
  - 2 水道事業者は、**当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。**ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
  - 3 **水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。**
  - (2) (3) (4) は記述の通り。
- したがって、(1)が不適當なものである。

平成23年度問題10 水道行政 水道法に規定されている水道技術管理者の行う技術上の業務に関する次のア～エの記述のうち、適当なものの数はどれか。

- ア 水道施設の清潔保持、水道により供給されている水の残留塩素の保持、その他の衛生上の措置
- イ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときの給水停止と関係者への周知
- ウ 給水装置力治水装置の構造及び材質の基準に適合しているか否かの検査
- エ 定期及び臨時の水質検査

- (1) 1
- (2) 2
- (3) 3
- (4) 4

【解説】

アイウエ 記述の通り。

**水道法第19条(水道技術管理者)** 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- 一 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- 二 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
- 三 **給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査**
- 四 **次条第1項の規定による水質検査**
- 五 第21条第1項の規定による健康診断
- 六 **第22条の規定による衛生上の措置**
- 七 **第23条第1項の規定による給水の緊急停止**
- 八 第37条前段の規定による給水停止

したがって、(4)が適当なものの数である。



平成22年度問題7 水道行政 水道事業等の定義に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

- ① 水道事業とは、一般の需要に応じて、計画給水人口が 100 人を超える水道により水を供給する事業をいい、ア 事業は、水道事業のうち、計画給水人口が 5,000 人以下である水道により水を供給する規模の小さい事業をいう。
- ② イ とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの、又は人の飲用、炊事用、浴用、手洗い用その他人の生活の用に供する水量が一日最大で 20m<sup>3</sup> を超えるものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ地中又は地表の施設の規模が小さい水道を除く。
- ③ ウ とは、水道事業の用に供する水道及び イ 以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。そのうち エ は、水の供給を受けるための水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup> を超えるものをいう。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	簡易専用水道	専用水道	飲料水供給施設	貯水槽水道
(2)	簡易水道	専用水道	貯水槽水道	簡易専用水道
(3)	専用水道	簡易水道	貯水槽水道	簡易専用水道
(4)	簡易水道	飲料水供給施設	簡易専用水道	貯水槽水道

【解説】

ア 水道法第3条(用語の定義)第3項 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が 5,000 人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

イ 法第3条第6項 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その施設の 1 日最大給水量（1 日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

ウ 法第14条(供給規程)第五号 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

エ 法第3条第7項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

令第2条(簡易専用水道の適用除外の基準) 法第3条第7項 ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

したがって、(2)が適当なものである。

平成22年度問題 10 水道行政 水道事業者に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 水道事業を営もうとする者は、市町村長の認可を受けなければならない。
- (2) 水道事業者は、その水道によって供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事によるものであることを供給条件としてはならない。
- (3) 水道事業者は、夜間を含め必要なときに、その職員をして、その水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。
- (4) 水道事業者は、その水道により給水を受ける者が正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだときは、その者に対する給水を停止することができる。

【解説】

- (1) 誤り。法第6条（事業の認可及び経営主体）「水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。  
2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。」
- (2) 誤り。法第16条の2（給水装置工事）第2項「水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。」
- (3) 誤り。法第17条（給水装置の検査）「水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。」
- (4) 記述の通り。法第15条（給水義務）第3項「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。」

したがって、(4)が適当なものである。

平成21年度問題4 水道行政 水道法に基づく給水装置の検査に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 水道事業者は、必要と認めたときにはいつでも、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。
- イ 水道事業者によって水の供給を受ける者は、保健所に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。
- ウ 給水装置の検査において、給水管や給水用具が給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認する方法は、その製品が第三者認証品であることを確認することに限られる。
- エ 水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	正	誤	正	誤
(2)	誤	正	誤	正
(3)	正	正	誤	正
(4)	誤	誤	誤	正

【解説】

ア 誤り。水道法第17条(給水装置の検査)「水道事業者は、**日出後日没前に限り**、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。」

イ 誤り。法第18条(検査の請求)「水道事業によって水の供給を受ける者は、当該**水道事業者に対して**、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。」

ウ 誤り。平成9年3月の水道法施行令改正等により、水道法第16条に基づく「給水装置の構造及び材質の基準」(以下「構造・材質基準」という。)が明確化、性能基準化された。

この改正に伴い、給水装置に用いる給水管や給水用具の製造業者等は、自ら製造過程の品質管理や製造検査を適正に行い、**給水装置の構造・材質基準に適合する製品(以下「基準適合品」という。)であることを自らの責任において認証すること(「自己認証」)**が基本となった。

したがって、主任技術者は、給水装置工事に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造業者等に対して構造・材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めること等により、基準に適合している製品であることを確認した上で、使用しなければならない。

また、自己認証のよらない給水装置に用いる製品は、構造・材質基準に適合していることを認証する第三者認証機関によって、認証(「第三者認証」)され、その認証済マークが表示されている製品を、使用しなければならない。

日本工業規格(JIS)、製造業者等の団体の規格、海外認証機関の規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上の基準の適合製品については、性能基準に適合しているものと判断して使用することができる。

エ 記述の通り。法第25条の9(給水装置工事主任技術者の立会い)「水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。」

したがって、(4)が適当なものである。

平成21年度問題6 水道行政 水道事業者の給水義務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

- ア 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けた場合には、正当な理由がない限り、これを拒否してはならない。
- イ 水道事業者は、水道法に基づき水道用水の緊急応援命令を受けたため、又は災害その他正当な理由によって給水停止を回避できないなど、やむを得ない場合を除き、常時給水を行う義務がある。
- ウ 水道事業者は、給水を受ける者の給水装置に、水道事業者の指定する規格の製品が用いられていない場合には、その者に対する給水を停止することができる。
- エ 水道事業者に対して給水義務が課せられているのは、水道事業が地域独占事業であることから、水道事業者を選択することのできない需要者の利益を保護するためである。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	正	正	誤	正
(2)	誤	正	誤	正
(3)	正	誤	正	誤
(4)	正	正	誤	誤

### 【解説】

ア 記述の通り。水道法第15条(給水義務)第1項「水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。」

イ 記述の通り。水道法第15条(給水義務)第2項「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第41条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。」

ウ 誤り。法第16条(給水装置の構造及び材質)「水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。」

**水道事業者は、独自に指定した製品を使用させる(公道部を除く。)ことはできない。**

エ 記述の通り。

したがって、(1)が適当なものである。

### ※正当な理由

1 本項の給水義務を解除する「正当の理由」とは、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰すことのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合に限られるものであり、法第16条(給水装置の構造及び材質)で定めるもののほかおおむね次のような場合が想定される。

#### (1) 配水管未布設地区からの申込み

給水区域内であっても、配水管が未布設である地区からの給水の申込みがあつた場合、配水管が布設されるまでの期間、給水契約の締結を拒否することは正当な理由となる。配水管未布設地区からの申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申込み場合については、次の(2)及び(3)に述べるような事情がない限り拒否することができない。

#### (2) 給水量が著しく不足している場合

正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合であつて、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかである場合には、その不足している期間において給水契約の締結を拒否することは正当な理由となる。

#### (3) 多量の給水量を伴う申込み

当該水道事業の事業計画内では対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込みに対して給水を拒否することは、正当な理由となる。

2 需要者の申込みに対するその家主、地主等の反対は、一般に正当な理由とはならない。申込者側の個々の事情は申込者において処理すべきものであつて、給水契約の締結とは直接関係がないからである。したがって、水道事業者が給水の申込みを受ける際に求める利害関係人の同意は、給水装置工事の施行に当たつての紛争を未然に防止し、工事が円滑に行われるようにするための配慮から予め利害関係人との調整を求めるに過ぎないものであつて、同意が得られないことをもつて給水を拒むことはできない。もつとも、同意が得られないことを理由に給水契約に応じなかったとしても、直ちに違法な給水拒否として、申込者に対し不法行為が成立するとは限らない(奈良地裁昭和五五年二月二四日判決)。また、給水契約が成立していても、法に基づく手続きや利害関係人の実力行使により給水装置の工事が施行できず、現実には給水ができなくとも、これは水道事業者の責に帰すことのできない事由により給水契約が履行できないだけにすぎない。

水道事業者は、需要者から申込みがあつた場合には、申込者が現に居住し、又は事業を営んでいる等の事実に基づいて申込みを承諾すべきもので、たとえ需要者が土地の不法占拠者であっても、また、違法建築物への給水の申込みであっても同様である(水道法上の疑義について昭和41年環水5018号水道課長通知)。しかし、水道事業の適正な運営を図りつつ都市の秩序ある発展に資するために、現に居住していない違法建築物で一定の条件を満たしているときは、当該違法建築物への給水の申込みに対し承諾を一時保留するよう指導されている(建築基準法の違反建築物に係る水道の取扱いについて昭和46年環水12号環境衛生局長通達)。

#### 3 罰則

正当な理由がなく給水契約の申込みを拒んだ者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる(法35条3号)。



平成21年度問題9 水道行政 簡易専用水道の制度に関する次の記述のうち、**適当なもの**はどれか。

- (1) 簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、水槽の有効容量の合計が  $20\text{m}^3$  を超えるものをいう。
- (2) 簡易専用水道における水の汚染を防止するための管理基準は、水道事業者が定める。
- (3) 簡易専用水道の設置者は、その管理を行わせるため、水道技術管理者を置かなければならない。
- (4) 簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回定期的に、その水道の管理について、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

【解説】

(1) 誤り。水道法第3条(用語の定義)第7項 「この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。」

令第2条(簡易専用水道の適用除外の基準) 「法第3条第7項 ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が **10立方メートル** であることとする。」

(2) 誤り。法第34条の2 「**簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。**

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、**地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。**

第34条の3(検査の義務) 「前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。」

則第55条(管理基準) 「法第34条の2第1項 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。」

(3) 誤り。法第19条(水道技術管理者)第1項 「水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。」

水道事業者には、水道技術管理者の設置義務があるが、**簡易専用水道の設置者には、管理を行わせるための水道技術管理者を配置する規定はない。**

(4) 記述の通り。(2)の解説の通り。

したがって、(4)が適当なものである。

平成20年度問題9 水道行政 水道法に規定された用語の定義に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

ア 水道とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものをのぞく。

イ 水道により水を供給する事業のうち、給水人口が5,000人以下であるものは、水道事業に含まれない。

ウ 水道用水供給事業とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合をのぞく。

エ 水道施設とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設及び給水装置をいう。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |

【解説】

ア 記述の通り。法第3条(用語の定義)第1項「この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。」

イ 誤り。法第3条第2項「この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。」

ウ 記述の通り。法第3条第4項「この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。」

エ 誤りである。法第3条第8項「この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。」給水装置は含まれていない。

したがって、(3)が適当なものである。

平成18年度問題4 水道行政 水道法の目的に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**正しいもの**はどれか。

この法律は水道の布設及び  ア を適正かつ  イ ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を  ウ することによって、清浄にして豊富  エ な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

- |     |    |     |      |    |
|-----|----|-----|------|----|
|     | ア  | イ   | ウ    | エ  |
| (1) | 管理 | 経済的 | 指導監督 | 安全 |
| (2) | 管理 | 合理的 | 保護育成 | 低廉 |
| (3) | 運転 | 経済的 | 保護育成 | 低廉 |
| (4) | 運転 | 合理的 | 指導監督 | 安全 |

【解説】

水道法第1条(この法律の目的) この法律は、水道の布設及び**管理**を適正かつ**合理的**ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を**保護育成**することによって、清浄にして豊富**低廉**な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

したがって、(2)が正しいものである。

平成18年度問題9 水道行政 水道法に規定する用語の定義に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、正しいものはどれか。

- ア「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。  
 イ「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が500人以下である水道によるものを除く。  
 ウ「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。  
 エ「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |

【解説】

- ア 記述の通り。水道法第3条(用語の定義)第1項「この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。」  
 イ 誤り。水道法第3条第2項 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。」  
 ロ 記述の通り。水道法第3条第3項「この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。」  
 ハ 記述の通り。水道法第3条第4項「この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。」

したがって、(3)が正しいものである。

平成17年度問題5 水道行政 水道法第15条の給水義務に関する次の記述のうちで、誤っているものはどれか。

- (1) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、正当な理由がありやむを得ない場合を除き、常時水を供給しなければならない。  
 (2) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないときは、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。  
 (3) 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、いかなる場合であってもこれを拒んではならない。  
 (4) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだときは、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

【解説】

- (1) 記述の通り。第15条(給水義務)第2項「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第41条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。」  
 (2) 記述の通り。第15条(給水義務)第3項「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。」  
 (3) 誤り。法第16条(給水装置の構造及び材質)「水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。」  
 (4) 記述のとおり。

したがって、(3)が誤っているものである。

平成17年度問題6 水道行政 水道事業者が行う水質検査に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

- (1) 水質検査を実施するにあたり、水質検査計画を毎月策定しなければならない。
- (2) 色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を、1日1回以上行わなければならない。
- (3) 水質基準項目によっては、原水や浄水の水質に関する状況に応じて、合理的な範囲で検査の回数を減じること又は省略することができる。
- (4) 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の検査を行わなければならない。

【解説】

- (1) 誤り。則第15条(定期及び臨時の水質検査)第6項「水道事業者は、**毎事業年度の開始前**に第1項及び第2項の検査の計画(以下「水質検査計画」という。)を策定しなければならない。」
- (2) 記述の通り。則第15条(定期及び臨時の水質検査)第1項「法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - 一 次に掲げる検査を行うこと。
    - イ **一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査**
    - ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項についての検査
- (2) 記述の通り。則第15条(定期及び臨時の水質検査)第1項「第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。
  - 三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。
    - イ 基準の表中1の項、2の項、37の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね1箇月に1回以上とすること。ただし、同表中37の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3箇月に1回以上とすることができる。
    - ロ 基準の表中41の項及び42の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1箇月に1回以上とすること。
    - ハ 基準の表中3の項から36の項まで、38の項から40の項まで、43の項及び44の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね3箇月に1回以上とすること。ただし、同表中3の項から8の項まで、10の項から20の項まで、31の項から36の項まで、38の項から40の項まで、43の項及び44の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であつて、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値(基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。)の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。
  - 四 次の表の上欄に掲げる事項に関する**検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。**
- (4) 記述の通り。則第15条(定期及び臨時の水質検査)第2項「法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - 一 水道により供給される水が**水質基準に適合しないおそれがある場合**に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
  - 二 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。
  - 三 基準の表中1の項、2の項、37の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。

したがって、(1)が最も不適当なものである。



平成17年度問題8 水道行政 給水装置に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

給水装置の構造及び材質が不適切であれば、水が汚染されて配水管に逆流し、配水管を通じて公衆衛生の問題を発生させるおそれがある。アは、給水装置が水道法に基づく、給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、給水区域内の イ に対し ウ を行うことができる。

- |     | ア           | イ           | ウ         |
|-----|-------------|-------------|-----------|
| (1) | 指定給水装置工事事業者 | 給水装置工事主任技術者 | 給水契約申込の拒否 |
| (2) | 指定給水装置工事事業者 | 需 要 者       | 立 入 検 査   |
| (3) | 水道事業者       | 需 要 者       | 給水契約申込の拒否 |
| (4) | 水道事業者       | 指定給水装置工事事業者 | 立 入 検 査   |

【解説】

水道事業者には、法第15条に基づき、給水区域内の需要者からの給水契約申込みに対する応諾義務と、常時給水義務が課されているが、給水装置の構造・材質が不適切であれば、水が汚染されて配水管に逆流し、配水管を通じて公衆衛生上の問題を発生させるおそれがあること、工事が不適切であれば水道事業者の管理に属する配水管に損害を与えるおそれがある。

そのため、**水道事業者**には、給水装置が水道法施行令第4条に適合していないときには、法第15条の義務に係わらず、その給水装置による水道の給水申込みを行う**需要者**についての**給水契約申込の拒否**や、既に給水を行っている需要者についての給水停止を行う権限がある。

したがって、(3)が適当なものである。

平成16年度問題4 水道行政 簡易専用水道に関する次の記述の内に入る語句の組み合わせのうち、**正しいもの**はどれか。

簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、ア のみを水源とし、水槽の有効容量の合計が 10m<sup>3</sup> を超えるものをいう。

簡易専用水道の イ は、水の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、ウ 以内ごとに1回、定期的に、その水道の管理について、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

- |     | ア                     | イ       | ウ    |
|-----|-----------------------|---------|------|
| (1) | 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水 | 設 置 者   | 1 年  |
| (2) | 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水 | 水道技術管理者 | 6 箇月 |
| (3) | 地下水                   | 設 置 者   | 6 箇月 |
| (4) | 地下水                   | 水道技術管理者 | 1 年  |

【解説】

**法第3条(用語の定義)第7項**「この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、**水道事業の用に供する水道から供給を受ける水**のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。」

**法第34条の2**「簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。」

2 簡易専用水道の**設置者**は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。」

**則第55条(管理基準)**「法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を**一年**以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。」

したがって、(1)が正しいものである。



平成18年度問題6 水道行政 水道法に規定する供給規程に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。  
 イ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。  
 ウ 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。  
 エ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| (4) | 正 | 正 | 正 | 正 |

【解説】

ア 水道法第14条(供給規程)「水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。」

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。(ア)
- 二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。(イ)
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。(ウ)
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。(エ)

したがって、(4)が適当なものである。

平成16年度問題6 水道行政 水道法第15条の給水義務に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- (1) 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- (2) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水を停止することができる。
- (3) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わない場合でも、供給規程の定めにかかわらず、その者に対する給水を停止することができない。
- (4) 水道事業者は、給水を停止する場合、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

【解説】

(1)、(2) 記述のとおり。

(3) 誤り。第15条(給水義務)第3項 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する**給水を停止することができる**。

(参) 法第16条(給水装置の構造及び材質) 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する**給水を停止することができる**。

(4) 記述の通り。第15条(給水義務)第2項「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第41条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、**やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない**。

したがって、(3)が誤っているものである。

平成15年度問題9 水道行政 水道技術管理者の行う技術上の業務に関する次の記述のうち、水道法に規定されていないものはどれか。

- (1) 給水の緊急停止。
- (2) 給水装置が、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているかどうかの検査。
- (3) 指定給水装置工事事業者の指定取消し。
- (4) 定期及び臨時の水質検査。

【解説】

水道法第19条(水道技術管理者)第2項「水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- 一 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- 二 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
- 三 **給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査**(2)
- 四 **次条第1項の規定による水質検査**(4)
- 五 第21条第1項の規定による健康診断
- 六 第22条の規定による衛生上の措置
- 七 **第23条第1項の規定による給水の緊急停止**(4)
- 八 第37条前段の規定による給水停止」

(1)、(2)、(4) 記述の通り。水道法に規定された水道技術管理者の業務である。

(3) 誤り。第25条の11(指定の取消し) **水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。**

- 一 第25条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

したがって、(3)が規定されていないものである。

## 供給規定

平成23年度問題8 水道行政 水道法に規定する供給規程に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なもので、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (2) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項、並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- (3) 貯水槽水道が設置されている場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- (4) 水道事業者が民間の事業者の場合には、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、当該給水区域の市町村長の認可を受けなければならない。

## 【解説】

- (1) (2) (3) 記述の通り。水道法第14条(供給規程) 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
  - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。(1)
  - 二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。(1)
  - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。(2)
  - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - 五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。(3)
- (4) 誤り。水道法第14条(供給規程)第6項 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成22年度問題9 水道行政 水道事業者の給水義務、供給規程に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けた場合には、正当な理由がない限り、これを拒否してはならない。
- (2) 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- (3) 水道事業者は、需要者に対する供給条件を、条例等により供給規程として定め、その実施の日以降に一般に周知させる措置をとらなければならない。
- (4) 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を供給規程に定めなければならない。

## 【解説】

- (1) 記述の通り。水道法第15条(給水義務)第一項 「水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。」
- (2) 記述の通り。水道法第14条(供給規程)第一項 「水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。」
- (3) 誤り。水道法第14条(供給規程)第四項 「水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。」
- (4) 記述の通り。水道法第14条(供給規程)第五項 「貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。」

したがって、(3)が不適当なものである。

平成21年度問題10 水道行政 水道法第14条の供給規程に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- (2) 水道事業者が民間の事業者の場合には、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、当該給水区域の市町村長の認可を受けなければならない。
- (3) 供給規程は、貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められているものでなければならない。
- (4) 供給規程は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはならない。

【解説】

水道法第14条(供給規程) 「水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、**供給規程を定めなければならない**。(1)

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 **特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと**。(4)

五 **貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)**が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、**適正かつ明確に定められていること**。(3)

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 **水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない**。(2)

7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与なければならない。」

(1) (3) (4) 記述の通り。

(2) 誤り。法14条第6項の通り。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成20年度問題5 水道行政 法に規定する供給規程に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- (2) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであり、かつ、定率又は定額をもって明確に定められそいることが必要である。
- (3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていることが必要である。
- (4) 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の使用者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていることが必要である。

【解説】

(1) 記述のとおり。法第14条(供給規程)第4項

(2) 記述のとおり。法第14条(供給規程)第2項第一号

(3) 記述のとおり。法第14条(供給規程)第2項第三号

(4) 誤り。法第14条(供給規程)第2項第五号 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の**設置者**の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

したがって(4)が不適当なものである。



平成17年度問題10 水道行政 水道法に規定す供給規程に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水道事業者は、需要者に対する供給条件について供給規程を定め、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- (2) 供給規程の内容については、公正妥当な料金が定率又は定額をもって明確に定められていること、特定の者に対して不当な差別的取扱いのないことが必要である。
- (3) 貯水槽水道が設置される場合は、水道事業者及び当該貯水槽水道の需要者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていることが必要である。
- (4) 水道事業者及び需要者の給水装置工事の費用の負担区分並びにその額の算出方法は、適正かつ明確に定められていることが必要である。

【解説】

- (1) 記述のとおり。法第14条(供給規程)第4項「水道事業者は、供給規程を、**その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。**」
- (2) 記述のとおり。
- (3) 法第14条(供給規程)第2項第五号「貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の**設置者**の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。」
- (4) 記述のとおり。

したがって、(3)が不適当なものである。

平成16年度問題5 水道行政 水道法第14条の供給規程に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- (2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (3) 水道事業者が民間の事業者の場合には、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、当該給水区域の市町村長の認可を受けなければならない。
- (4) 特定の者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

【解説】

- (1)、(2)、(4) 記述のとおり。
- (3) 法第14条(供給規程)第6項「水道事業者が**地方公共団体以外の者**である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。」

したがって、(3)が誤っているものである。



平成15年度問題5 水道行政 水道法に規定する供給規程が満たすべき要件に関する次の記述のうち、**誤っているものはどれか。**

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- (2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項、並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- (4) 貯水槽水道が設置されている場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項、並びに貯水槽水道工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

**【解説】**

- (1) 記述の通り。法第14条(供給規程)第2項第一号 **料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。**
- (2) 記述の通り。法第14条(供給規程)第2項第二号 **料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。**
- (3) 記述の通り。法第14条(供給規程)第2項第三号 **水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。**
- (4) 誤り。法第14条(供給規程)第2項第五号「貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。」  
貯水槽水道に関しては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が定められているが、**貯水槽水道工事の費用の負担区分及びその額の算出方法は、供給規程に満たすべき要件ではない。**

したがって、(4)が誤っているものである。

## 水質基準

平成34年度問題8 水道行政 水道法に規定する水道事業者の水道水質管理上の措置に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水質検査を実施するにあたり、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、需要者に対し情報提供を行う。
- (2) 水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行う。
- (3) 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、必要に応じて給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知する。
- (4) 水道の取水場、浄水場及び配水池等の施設には、みだりに人畜が立ち入らないよう必要な措置を講じる。

## 【解説】

- (1) 記述の通り。水道法施行規則第15条第6項(同規則第52条及び第54条において準用する場合を含む。)では、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、水質検査計画を策定することが求められている。水質検査計画は毎事業年度の開始前に策定することとされている(平成16年度から施行)。水道法施行規則には、採水の場所、検査の回数等について具体的に規定されている。この規定に則り、それぞれの水道の水源やその周辺の状況等を勘案し、どのように水質検査を実施するかについての計画を立案、文書化する。計画の様式等は任意とされている。なお、水道事業及び水道用水供給事業の事業者にあつては、水道法第24条の2(水道法第31条で準用する場合を含む。)及び水道法施行規則第17条の2(水道法施行規則第52条で準用する場合を含む。)の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者が入手しやすい方法で情報提供することが義務付けられている。
- (2) 記述の通り。法第21条第1項 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。
- (3) 誤り。法第23条第1項 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。
- (4) 記述の通り。法第22条(衛生上の措置) 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。施行規則第17条 法第22条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
  - 二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

したがって、(3)が不適当なものである。

平成22年度問題8 水道行政 次のうち、水質基準に関する省令の水質基準項目に規定されていないものはどれか。

- (1) 濁度  
 (2) 農薬類  
 (3) 大腸菌  
 (4) pH値

## 【解説】

表 水質基準項目 (50 項目)

項目名	目標値	区分	説明	主な用途
1 一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物の代替指標	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないが、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがある。	
2 大腸菌	検出されないこと。	病原生物の代替指標	人や動物の腸管内や土壌に存在している。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがある。	
3 カドミウム	カドミウムの量に関して、0.01 mg/l以下であること。	無機物・重金属	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがある。イタイイタイ病の原因物質として知られている。	電池、メッキ、顔料
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/l以下であること。	無機物・重金属	水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農業、下水などの混入によって河川水などで検出されることがある。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られている。	温度計、歯科材料、蛍光灯
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/l以下であること。	無機物・重金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがある。	半導体材料、顔料、薬剤
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/l以下であること。	無機物・重金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがある。水道水中には含まれていないが鉛管を使用している場合に検出されることがある。	鉛管、蓄電池、活字、ハンダ
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/l以下であること。	無機物・重金属	地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがある。	合金、半導体材料
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/l以下であること。	無機物・重金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがある。	メッキ
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/l以下であること。	無機物・重金属	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがある。シアン化カリウムは青酸カリとして知られている。	害虫駆除剤、メッキ
10 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下であること。	無機物・重金属	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがある。水、土壌中で硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素に変化する。	無機肥料、火薬、発色剤
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/l以下であること。	無機物・重金属	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。	フロンガス製造、表面処理剤
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/l以下であること。	無機物・重金属	火山地帯の地下水や温泉、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	表面処理剤、ガラス、エナメル工業、陶器、ホウロウ
13 四塩化炭素	0.002 mg/l以下であること。	一般有機物	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。	フロンガス原料、ワックス、樹脂原料
14 1・4-ジオキサン	0.05 mg/l以下であること。	一般有機物		洗浄剤、合成皮革用溶剤
15 1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下であること。	一般有機物		ポリビニリデン原料
16 シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下であること。	一般有機物		溶剤、香料、ラッカー
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l以下であること。	一般有機物		殺虫剤、塗料、ニス
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下であること。	一般有機物		ドライクリーニング
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下であること。	一般有機物		溶剤、脱脂剤
20 ベンゼン	0.01 mg/l以下であること。	一般有機物		染料、合成ゴム、有機顔料
21 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下であること。	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
22 クロロホルム	0.06 mg/l以下であること。	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
23 ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下であること。	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
24 ジブromokロロメタン	0.1 mg/l以下であること。	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	

25	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	原水中の臭素が高度浄水処理のオゾンと反応して生成されま す。	毛髪のコ ールドウ ェーブ 用薬品
26	総トリハロメ タン(クロ ホルム、ジ ブromoクロ メタン、プロ モジクロメ タン及びブ ロモホルム のそれぞ れの濃度の 総和)	0.1 mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	クロロホルム、ジブromoクロメタン、プロモジクロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。	
27	トリクロ酢酸	0.2 mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されま す。	
28	ブromoジ クロメタン	0.03 mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されま す。	
29	ブromoホル ム	0.09 mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されま す。	
30	ホルムアル デヒド	0.08 mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されま す。	
31	亜鉛及びそ の化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/ℓ 以下であること。	着色	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に 由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因と なります。	トタン板、合 金、乾電池
32	アルミニウ ム及びその 化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2 mg/ℓ以下であること。	着色	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集 剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原 因となります。	アルマイト製 品、電線、ダ イカスト、印 刷インク
33	鉄及びその 化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/ℓ以 下であること。	着色	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることが あり、高濃度に含まれると異臭味(カナ気)や、洗濯物などを着 色する原因となります。	建築、橋梁、 造船
34	銅及びその 化合物	銅の量に関して、1.0 mg/ℓ以 下であること。	着色	銅山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用され る銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることが あり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因とな ります。	電線、電池、 メッキ、熱交 換器
35	ナトリウム及 びその化合 物	ナトリウムの量に関して 200 mg/ℓ以下であること。	味	工場排水や海水、塩素処理などの水処理に由来し、高濃度に含ま れると味覚を損なう原因となります。	苛性ソーダ、 石鹼
36	マンガン及 びその化合 物	マンガンの量に関して 0.05 mg/ℓ以下であること。	着色	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで 検出されることがあり、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈する ことがあります。	合金、乾電 池、ガラス
37	塩素イオン	200 mg/ℓ以下であること。	味	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などか らの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味 覚を損なう原因となります。	食塩、塩素ガ ス
38	カルシウム、 マグネシ ウム等(硬 度)	300 mg/ℓ以下であること。		硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質 によるものです。硬度が低すぎると淡泊でくどくない味がし、高 すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪 くします。	カルシウム: 肥料、さらし 粉 マグネシ ウム:合金、電 池
39	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下であること。		水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカル シウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。残留 物が多いと苦み、渋みなどを付け、適度に含まれるとまるやかさを 出すとされます。	
40	陰イオン界 面活性剤	0.2 mg/ℓ以下であること。	発泡	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると 泡立ちの原因となります。	合成洗剤
41	(4S・4aS・ 8aR)-オクタ ヒドロ-4・ 8a-ジメチ ルナフタレ ン-4a(2H)- オール (別名ジェ オスミン)	0.00001 mg/ℓ以下であるこ と。	カビ臭	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナバナなどの藍藻類 によって産生されるカビ臭の原因物質です。	
42	1・2・7・7-テ トラメチルピ シクロ[2・2・ 1]ヘプタン -2-オール (別名 2- メチルイノ ボルネオール)	0.00001 mg/ℓ以下であるこ と。	カビ臭	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシラ トリアなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。	

43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下であること。	発泡	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	合成洗剤、シャンプー
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	臭気	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあり、微量であっても異臭味の原因となります。	合成樹脂、繊維、香料、消毒剤、防腐剤の原料
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l以下であること。	味	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。	
46	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。	基礎的性状	0 から 14 の数値で表され、pH7 が中性、7 から小さくなるほど酸性が強く、7 より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。	
47	味	異常でないこと。	基礎的性状	水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。	
48	臭気	異常でないこと。	基礎的性状	水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装などに起因することもあります。	
49	色度	5 度以下であること。	基礎的性状	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。	
50	濁度	2 度以下であること。	基礎的性状	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。	

- (1) 水質基準項目に規定されている。 **50項 濁度**
- (2) **農薬類(102種類)**は水質管理目標設定項目15項に目標値が定められている。
- (3) 水質基準項目に規定されている。 **2項 大腸菌**
- (4) 水質基準項目に規定されている。 **46項 pH値**

したがって、(2)が「水質基準」に規定されていないものである。



平成21年度問題8 水道行政 水道水の安全性確保及び塩素消毒に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 水道により供給される水は、安全で衛生的なものであり、また生活用水としての使用に支障のあるものであってはならない。
- (2) 水道事業者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知しなければならない。
- (3) DPD法により残留塩素濃度を測定する場合、残留塩素が含まれていれば、試薬(DPD)と接触した水は、残留塩素濃度に比例して桃～桃赤色に発色する。
- (4) 水道事業者は、浄水処理において塩素消毒を行わなければならないが、配水管網で残留塩素が減少することがあり、必ずしも給水栓において一定以上の残留塩素濃度を保持する必要はない。

【解説】

(1) 記述の通り。水道法第1条(この法律の目的)「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、**清浄**にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」

法第4条(水質基準) 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。(水質基準に関する省令)

(2) 記述の通り。法第23条(給水の緊急停止) 「水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。」

(3) 記述の通り。**ジエチル-p-フェニレンジアミン(DPD)法**は比色管に検水を10 mlとり、試料に硫酸 N,N-ジエチル-p-フェニレンジアミンモノウム(DPD)を加え、残留塩素との反応で生じる桃色から桃赤色を、残留塩素標準比色と比較して定量する。



残留塩素測定器 DPD 法  
柴田科学株式会社(SIBATA)

※平成12年12月26日付で厚生省生活衛生局水道環境部長通知『「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正について』が公布され、この改正により平成14年4月1日からオルトトリジン法(OT法)が快適水質項目の残留塩素の検査方法から削除された。

(4) 誤り。第20条(水質検査)第1項 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、**定期及び臨時の水質検査**を行わなければならない。

法第15条(定期及び臨時の水質検査) 「法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる検査を行うこと。
- イ 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」

法第17条(衛生上必要な措置) 「法第22条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一、二(略)
- 三 **給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1 mg/ℓ(結合残留塩素の場合は、0.4 mg/ℓ)以上保持するように塩素消毒**すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2 mg/ℓ(結合残留塩素の場合は、1.5 mg/ℓ)以上とする。

2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。」

したがって、(4)が不適当なものである。

平成19年度問題10 水道行政 水道水の安全性確保及び塩素消毒に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水道により供給される水は、安全で衛生的なものであり、また生活用水としての使用に支障のあるものであってはならない。
- (2) DPD法により残留塩素濃度を測定する場合、残留塩素が含まれていれば、試薬と接触した水は、残留塩素濃度に比例して黄色に呈色する。
- (3) 水道事業者は、給水栓における水が、常時一定以上の残留塩素濃度を満足するよう塩素消毒を行わなければならない。
- (4) 水道事業者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知しなければならない。

【解説】

- (1)、(3)、(4) 記述のとおり。
- (2) 黄色に発色するのは OT 法である。残留塩素の測定方法には、以下の方法がある。
  - i) ジエチル-p-フェニレンジアミン(DPD)法  
比色管に検水を 10 mlとり、りん酸緩衝試薬と DPD 試薬を入れて混和した後、発色する桃赤色を標準比色液(板)と比較する。
  - ii) オルトトリジン(OT)法  
比色管に OT 試薬 0.5mlを入れ、これに検水を加え 10mlとし混和した後、発色する黄色を標準比色液(板)と比較する。

したがって、(2)が不適当なものである。

※平成 12 年 12 月 26 日付で厚生省生活衛生局水道環境部長通知『「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正について』が公布され、この改正により平成 14 年 4 月 1 日からオルトトリジン法(OT 法)が快適水質項目の残留塩素の検査方法から削除された。よって、問題としては不適当である。

平成18年度問題10 水道行政 水道法施行規則に定める衛生上必要な措置に関する次の記述の下線部(ア)～(ウ)のうち、誤っているものの数は次のうちどれか。

給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/ℓ (結合残留塩素の場合は、0.4mg/ℓ)以上保持する  
(ア) (イ)

ように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は0.4mg/ℓ(結合残留塩素の場合は、1.5mg/ℓ)以上とすることとされている。

(ウ)

- (1) 0
- (2) 1
- (3) 2
- (4) 3

【解説】

水道法施行規則第 17 条(衛生上必要な措置)第三号 給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1 mg/ℓ (結合残留塩素の場合は、0.4 mg/ℓ)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2 mg/ℓ(結合残留塩素の場合は、1.5 mg/ℓ)以上とする。

したがって、(2)が正解である。

平成16年度問題10 水道行政 次のうち、水質基準に関する省令の水質基準項目に規定されていないものはどれか。

- (1) 濁度
- (2) 残留塩素
- (3) 非イオン界面活性剤
- (4) 蒸発残留物

【解説】

(1) 水質基準項目に規定されている。

(2) 残留塩素は、**水質基準項目(50項目)には規定されていない**。しかし、水道法第22条に規定する消毒その他衛生上必要な措置として、水道法施行規則第17条に規定されている。

また、水質管理目標設定項目が将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道水質管理上留意すべき項目として設定された。これらは毒性や水道水からの検出量などの観点から水質基準とするには及ばないが、測定・監視を続けることが望ましい項目と位置づけられている。

水質管理目標設定項目 16 残留塩素の目標値は 1 mg/l以下とされている。

(3)、(4) 水質基準項目に規定されている。

したがって、(2)が規定されていないものである。